資料２-２

第６期障がい福祉計画・第２期障がい児福祉計画に係る

国の基本指針の概要について

○　県・市町村の障がい福祉計画は、障害者総合支援法に基づき、障がい福祉サービス等の提供体制の確保のために、国の「基本指針」（厚生労働大臣告示）に即して定める。

○　現行計画は平成30年度から令和２年度までであり、令和２年度内に令和３年度から５年度までを計画期間とする第６期障がい福祉計画・第２期障がい児福祉計画を定める必要がある。

国基本指針の主なポイント

１　主な改正内容

（1） 地域における生活の維持及び継続の推進

○　入所等から地域生活への移行について、日中サービス支援型指定共同生活援助により常時の支援体制を確保すること等により、地域生活を希望する者が地域での暮らしを継続することができるような体制を確保すること。

（2） 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

○　精神障がい（発達障がい及び高次脳機能障がいを含む）にも対応した地域包括ケアシステムの構築を一層推進するため、精神障がい者の精神病床から退院後の地域における定着に関する成果目標を追加

○　アルコール、薬物及びギャンブル等をはじめとする依存症対策を推進すること。

（3） 福祉施設から一般就労への移行等

　　○　成果目標を整理・統合し、移行者数の目標値において就労移行支援の目標を明確化するとともに、就労継続支援Ａ型及びＢ型についても成果目標を追加

　　○　就労定着支援の利用者数を成果目標として追加するとともに、定着率の数値目標を設定

○　このほか、以下の取組を進めることが望ましいこと。

①　農福連携の推進に向けた理解促進及び就労継続支援事業所等への支援

②　大学在学中の学生の就労移行支援の利用促進

③　高齢障がい者に対する就労継続支援Ｂ型等による適切な支援及び高齢障害者のニーズに沿ったサービスや支援につなげる体制構築

（4） 地域社会の実現に向けた取り組み

○　引き続き地域共生社会の実現に向け、地域住民が主体的に地域づくりに取り組むための仕組み作りや制度の縦割りを超えた柔軟なサービスの確保に取り組むとともに、地域の実態等を踏まえながら、包括的な支援体制の構築に取り組むこと。

（5）発達障がい者等支援の一層の充実

○　発達障がい者等に対する支援に関して、ペアレントプログラムやペアレントトレーニング等の支援体制を確保すること及び発達障がいの診断等を専門的に行うことができる医療機関等を確保することが重要であること。

（6） 障害児通所支援等の地域支援体制の整備

○ 児童発達支援センターについて、地域支援機能を強化することにより地域社会への参加や包容（インクルージョン）を推進することが重要であること。

○ 障害児入所施設に関して、ケア単位の小規模化の推進及び地域に開かれたものとすることが必要であること、入所児童の18 歳以降の支援の在り方について必要な協議が行われる体制整備を図ること。

○ 保育、保健医療、教育等の関係機関との連携に関して、

　　　・　障害児通所支援の実施に当たって、学校の空き教室の活用等の実施形態を検討する必要があること。

　　　・　難聴児支援に当たって、児童発達支援センターや特別支援学校（聴覚障がい）等を活用した難聴児支援のための中核的機能を有する体制確保等が必要であること。

○ 特別な支援が必要な障がい児に対する支援体制の整備に関して、

　　　・　重症心身障がい児や医療的ケア児の支援に当たってその人数やニーズを把握する必要があり、その際、管内の支援体制の現状を把握する必要があること。

・　重症心身障がい児や医療的ケア児が利用する短期入所の実施体制の確保について、家庭的環境等を十分に踏まえた支援や家族のニーズの把握が必要であること、ニーズの多様化を踏まえ協議会等を活用して役割等を検討する必要があること。

(7)　相談支援体制の充実・強化等

○　相談支援体制に関して、各地域において検証・評価を行い、各種機能の更なる強化・充実に向けた検討を行うことが必要であること。

(8)　障がい者の社会参加を支える取組

○　都道府県による障がい者の文化芸術活動を支援するセンターの設置及び広域的な支援を行うセンターの設置を推進すること。

○　視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律（令和元年法律第四十九号）を踏まえ、視覚障がい者等の読書環境の整備を計画的に推進する必要があること。

(9)　障がい福祉サービス等の質の向上

○　障がい福祉サービス等の質を向上させるための体制を構築することを成果目標に追加

(10)　障がい福祉人材の確保

○　研修の実施、多職種間の連携の推進、障がい福祉の現場が働きがいのある魅力的な職場であることの積極的な周知・広報等に、関係者が協力して取り組むことが重要であること。

２　成果指標に関する事項

　(1) 施設入所者の地域生活への移行（継続）

①　令和元年度末時点における施設入所者の６％以上が令和５年度末までに地域生活へ移行

②　令和５年度末時点における施設入所者を、令和元年度末時点から1.6％以上削減

(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築（項目の見直し）

①　令和５年度末における精神障がい者の精神病床から退院後１年以内の地域における平均生活日数　⇒　316日以上

②　令和５年度末における精神病床における１年以上長期入院患者数（65歳以上、65歳未満）

③ 令和５年度における精神科病院入院後３か月時点の退院率 ⇒ 69％以上

令和５年度における精神科病院入院後６か月時点の退院率 ⇒ 86％以上

令和５年度における精神科病院入院後１年時点の退院率　 ⇒ 92％以上

(3) 地域生活支援拠点等が有する機能の充実（項目の見直し）

令和５年度末までの間、各市町村又は各圏域に１つ以上の地域生活支援拠点等を確保しつつ、その機能の充実のため、年１回以上運用状況を検証、検討する。

(4) 福祉施設から一般就労への移行等（項目の見直し）

① 就労移行支援等を通じた一般就労への移行者数

⇒令和５年度の移行者数を令和元年度実績の1.27倍以上

② 就労移行支援の利用者数

　⇒令和５年度の利用者数を令和元年度実績の1.30倍以上

③ 就労継続支援Ａ型及びＢ型の利用者数

　⇒就労Ａ：令和５年度における利用者数を令和元年度実績の1.26倍以上

⇒就労Ｂ：令和５年度における利用者数を令和元年度実績の1.23倍以上

④　就労定着支援の利用者数・就労定着率

　⇒利用者数　：令和５年度における就労移行支援事業所等を通じた一般就労移行者数の７割

　⇒就労定着率：就労定着支援事業所のうち、就労定着率８割以上の事業所が全体の７割以上

(5) 障害児支援の提供体制の整備等（項目の見直し）

① 令和５年度末までに、児童発達支援センターを各市町村又は各圏域に少なくとも１か所以上設置

② 令和５年度末までに、すべての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築

③ 令和５年度末までに、各都道府県において、難聴児支援のための中核的機能を有する体制を確保する。

④ 令和５年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村又は圏域に少なくとも１か所以上確保

⑤ 令和５年度末までに、医療的ケア児が適切な支援を受けられるように、各都道府県、各圏域及び各市町村において、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設置するとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置

(6) 相談支援体制の充実・強化等（新規）

　 ○ 令和５年度末までに、各市町村又は各圏域において、総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保

(7) 障がい福祉サービス等の質の向上（新規）

○ 令和５年度までに、障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制を構築